

平成27年9月9日
発表事項



「世界津波の日」(毎年11月5日)の制定に向けて

～ 太平洋島嶼国大使が「稲むらの火の館」を視察 ～

東日本大震災による甚大な津波被害を踏まえ、広く津波対策についての理解と関心を深めることなどを目的として、毎年11月5日※は『津波防災の日』と定められています。(※11月5日は、濱口梧陵の「稲むらの火」の故事にちなんだものです。)

津波は、多くの国で甚大な被害をもたらしており、その対策は重大な課題となっています。

津波対策への意識を高めることにより、世界の人々の命を守るため、日本政府は毎年11月5日を『世界津波の日』とするよう、国連総会での採択に向け各国大使などの要人に対する啓発活動などに取り組んでいるところです。

今回、ミクロネシア連邦、パプアニューギニア独立国、トンガ王国、マーシャル諸島共和国並びにパラオ共和国の5ヶ国の太平洋島嶼国の駐日大使が来県され、「津波防災の日」の原点である稲むらの火の舞台となった広川町の「稲むらの火の館」を視察されることとなりました。

濱口梧陵の防災精神や津波対策を視察いただくことで、『世界津波の日』制定に繋がるものと考えます。

大使視察日程

9月12日(土) 15:00～16:30 「稲むらの火の館」 有田郡広川町広671

なお、本県も「世界津波の日」制定の趣旨に賛同し、来県される海外要人などに対し「津波防災の日」に関する取り組みなどを説明しています。



濱口梧陵



稲むらの火の館

担当	危機管理・消防課 中村・市川
電話	073-441-2260